

骨子案に対するパブリックコメントの実施結果

募集期間：令和3年12月6日（月）から令和4年1月5日（水）まで

意見総数：16件（3名）

No.	項目	御意見の概要	調査会の考え方
1	全体	自然豊かな長野県は子育ての環境としてとても最適だと感じます。少子化は国全体の問題ですが、長野県としては、こんな支援があります！といった特徴もほしいなと思います。	骨子案7(6) [条例第15条] において、本県の恵まれた自然環境や都市圏へのアクセスの良さなどの地域の特性を生かした本県独自の取組を規定しております。 なお、取組の実施に当たり十分な周知が図られるよう、所管部局に申し伝えます。
2		第3段落中、「子ども同士が交流することで社会性を育む機会を減少させる」を「子ども同士が交流することで <u>得られる社会性を育む機会を減少させる</u> 」とする。 (理由) 意味が明確でないため	御意見のとおり修正しました。
3	1 前文	「結婚や子どもを授かることを諦めることなく、安心して子どもを産み育てることができる」とあるように、異性カップルの実子育児が前提になりすぎているように全体を通して感じる。4-(1)にあるように「多様な価値観が尊重」されるには、同性カップルや、特別養子縁組、養育里親、ステップファミリーといった家族が含まれていることが感じられる方が良く思うし、そうした社会の方が子育てに希望を持てるのではないか。自身での出産が叶わない人や、事情があって実子を育てられない人も希望を持つことができ、生まれてきた子どもを地域で育てる県になれるような条例にしてほしい。私は「少子化」という言葉を結構負担に感じています。	骨子案「4 基本理念」の(1) [条例第3条(1)] にあるとおり、本条例は多様な価値観の尊重と結婚、妊娠、出産及び子育ての各段階における一人一人の希望の実現を基本としております。
4		第5段落中、「結婚、妊娠、出産及び子育てに関する一人一人の希望をかなえることができる社会の実現に向け」を「結婚、妊娠、出産及び子育てに関する一人一人の希望をかなえることができ、 <u>子どもの権利が尊重される社会の実現に向け</u> 」とする。 (理由) 子育てを行う上で、体罰禁止など子どもの権利を尊重することが大切なため追加する。また、虐待の世代間連鎖を防ぐことも大切である。	子どもの権利の尊重については、「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」において規定されています。
5	2 目的	「結婚、妊娠、出産及び子育ての希望をかなえることができる社会の実現」を「結婚、妊娠、出産及び子育ての希望をかなえられ、 <u>次の社会を担う子どもを産み、育てることに誇りと喜びを感じる</u> ことができる社会の実現」とする。 (理由) 希望がかなうだけでなく、子育ての誇りと喜びを感じられる長野県になればいいと思います。	目的規定は条例全体の構造を簡潔に記載したものです。 なお、骨子案「4 基本理念」の(1) [条例第3条(1)] にあるとおり、本条例は多様な価値観の尊重と結婚、妊娠、出産及び子育てに関する一人一人の希望の実現を基本としております。

No.	項目	御意見の概要	調査会の考え方
6	4 基本理念	「(4) 自然的、社会的条件その他の地域の特性及び魅力並びに最新の科学技術の成果を踏まえて、効果的に取り組む。」について、いずれの語句も抽象的でわかりづらい。「最新の科学技術の成果」とは何を指すのか。	「自然的、社会的条件その他の地域の特性及び魅力」とは、前文に記載のあるように、本県が、豊かな自然環境や都市圏との近接性による地理的条件などのポテンシャルを有していることを想定しております。 「最新の科学技術の成果」とは、AIの活用等を想定しておりますが、想定される内容は技術の進歩に応じて変化していくものと考えております。
7	5 責務・役割 (4)事業者の役割 7 基本的施策 (4)職場環境の整備	女性に対してはセクハラやマタハラの解消、男性に対しては育休や時短勤務の推奨や出張や転勤への配慮といった、それぞれの性別で必要な対応は異なるので、条例ではそこがわかりやすく示されたら良いと思う。	ワークライフバランスの確保及び職場におけるハラスメントの防止は性別に関わらず対応が必要な課題と捉えております。
8	5 責務・役割 (5)学校の役割	「子どもの権利に関する理解」を加える。 (理由) 学校教育で、保護者を含めて子どもの権利に関する理解を深めることが大切であるため。	子どもの権利に関する理解については、「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」において規定されています。
9	5 責務・役割 (5)学校の役割 7 基本的施策 (5)教育環境の整備	学校では、「子どもが結婚、子育てに希望を持つこと」の前段階として、自分と他者の心身を大切にする関係の作り方や、包括的性教育でジェンダー平等や性の多様性を含む人権尊重に取り組んでほしい。いきなり、結婚や子育てに希望をとというのは飛躍していると感じる。	御意見の内容については「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」や「長野県子どもを性被害から守るための条例」において規定されており、施策の推進に関する御意見として、所管部局に申し伝えます。
10	7 基本的施策 (3)妊娠、出産	長野県だけの問題ではないと思いますが、産婦人科医が少ないこと、不妊治療ができる専門病院も少ないことが課題であると思います。	御意見の内容は骨子案7(3)ア及びウ〔条例第12条第1項及び第3項〕で規定する支援に含まれておりますが、施策の推進に関する御意見として、所管部局に申し伝えます。
11	及び子育ての支援	市町村が行うサービスだけでなく、民間事業者による母子保健や保育サービスについても、ガイドラインを示したり、支援をしてほしい。イの「不安や課題を抱える」方を支援することももちろん重要だが、大変さを感じた時に頼れるサービスがあることはどの家庭や保護者にも大切だと思う。	施策の推進に関する御意見として、所管部局に申し伝えます。

No.	項目	御意見の概要	調査会の考え方
12	7 基本的施策 (3)妊娠、出産 及び子育ての 支援	ウについて、現在の規定に以下を追加する。 「また、実親による養育が困難な子どものために、児童養護施設、里親その他の家庭に代わって子どもを養育するものの役割に対する理解の促進、育成の支援その他必要な措置を講ずる。」 (理由) 保護者の支援に当たっては、社会的養育を充実させ、その利用を促進する必要があるため。	御意見の内容は骨子案7(3)ウ [条例第12条第3項] で規定する支援に含まれておりますが、施策の推進に関する御意見として、所管部局に申し伝えます。
13	7 基本的施策 (4)職場環境の 整備	不妊治療への理解がよりすすむといいと思います。不妊治療をするために仕事をやめる女性が多いです。不妊治療を仕事を両立するために事業所へもっと働きかけをしてほしいです。	施策の推進に関する御意見として、所管部局に申し伝えます。
14	7 基本的施策 (5)教育環境の 整備	ライフプランはとても大切だと思います。女性の社会進出が進んでいます。キャリアとともに、いかに結婚出産の希望を叶えていくか。高齢出産のリスクもきちんと伝えておくべきです。同時に望まない妊娠を防ぐためにも性教育の在り方を再度検討し、実施していく必要があると思います。共働き世帯が増えていますので、男性は仕事のみ、女性は仕事と家事育児というアンバランスを変えていくための教育も必要です。	
15	7 基本的施策 (その他)	育児休業手当金は、子供が保育園に入ることができない場合に限り延長となりますが、おおむね1年とされています。正規職員として働く多くの方が育児休業手当金が終了となる1年で仕事に復帰していると思いますが、この手当金が2年もらえたり、育児休業を取得できる期間が1年よりも長くなれば、その間に第2子、第3子の出産となることが期待できるのではないのでしょうか。(長野県は待機児童は少ないので、その制度は基本的には使えないと思います)今は、様々な価値観がありますので、結婚を望まない人や子供を望まない人もいます。それぞれの価値観は尊重されるべきだと思いますので、いかに出産育児をしたいと望む女性が希望を叶えることができるかが、少子化対策になると思います。	
16	8 その他 (1)社会全体の 気運醸成	妊娠、出産、子育てについては、単に当事者が前向きになるだけでなく、社会で冷遇されたり差別を受けないことが大切ではないか。気運の醸成だけでなく、女性や性的少数者への差別の解消にも取り組んでほしい。 夫婦別姓を選べないことが結婚や妊活の障壁になる人もいる。県議会として、慎重な議論ではなく法制化を国に求めてほしい。	御意見として承ります。 なお、性別による差別的取扱いの禁止等については、「長野県男女共同参画社会づくり条例」において規定されています。